

事業場排水と下水道



川越市上下水道局

目 次

はじめに	2
1. 下水道の役割と限界	2
2. 水質規制に関する法令	4
3. 下水道への排除基準	10
4. 各種届出	12
5. 水質の測定義務	14
6. 処理施設の維持管理	15
7. 立入検査	16
8. その他届出	17
9. 公害防止資金の融資と税制上の優遇	17
10. 特定施設一覧	18

はじめに

公共下水道は、各家庭や事業所の排水を終末処理場で浄化し、河川や海に流すことによって、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全の使命を果たしています。しかし、悪質な下水の流入は、下水管やポンプ場を損傷したり、終末処理場の微生物による処理機能を低下させたりします。そこで、川越市では、下水道法及び川越市下水道条例等に基づき、各事業所に対し様々な指導、監督を実施しています。

このパンフレットは、事業所の皆様が下水道を使用する場合に必要な届出や下水排除基準等をまとめたものです。下水道の役割と排出水の水質保全について充分認識された上、今後とも下水道事業にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 下水道の役割と限界

【役割】

① 周辺環境の改善

私たちの生活や事業活動に伴って生じる汚水が、住宅周辺に停滞すると、蚊やハエ、悪臭等が発生し非衛生的ですが、下水道の整備により、汚水は速やかに排除され、周辺環境が向上します。

② 公共用水域の水質汚濁防止

汚水が処理されないまま河川等に流入すると、水質汚濁が進行しますが、下水道と終末処理場の整備により、汚水は浄化されてから河川等に放流されるようになるため、公共用水域の水質が保全されることになります。

③ 雨水の排除

下水道は、一定量の雨水を排除する機能を持ち、市街地に降った雨を速やかに排除し、都市を浸水から守ります。

【限界】

悪質下水は、各下水施設の適切な維持管理に次のような障害をもたらします。

① 下水管の損傷

下水道にゴミ、土砂、油類、酸性排水、可燃物質等を流すと、管の詰まりや腐食、火災・爆発等の原因となります。

② 終末処理場の機能を低下

終末処理場は、どのような性質の汚水でも処理できるというわけではありません。処理場では、微生物の働きを利用して、汚水中の有機物や浮遊物を分解しています。その微生物の集まりは「活性汚泥」といいますが、有害物質が流入すると、活性汚泥に悪影響を及ぼします。

以上のように、下水道へ流入する汚水は、必ず処理可能な水質を維持しなければなりません。そのために、使用者が遵守しなければならない水質の基準、義務等について、下水道法及び川越市下水道条例等に基づいて、順次説明していきます。

【下水道への影響・一覧】

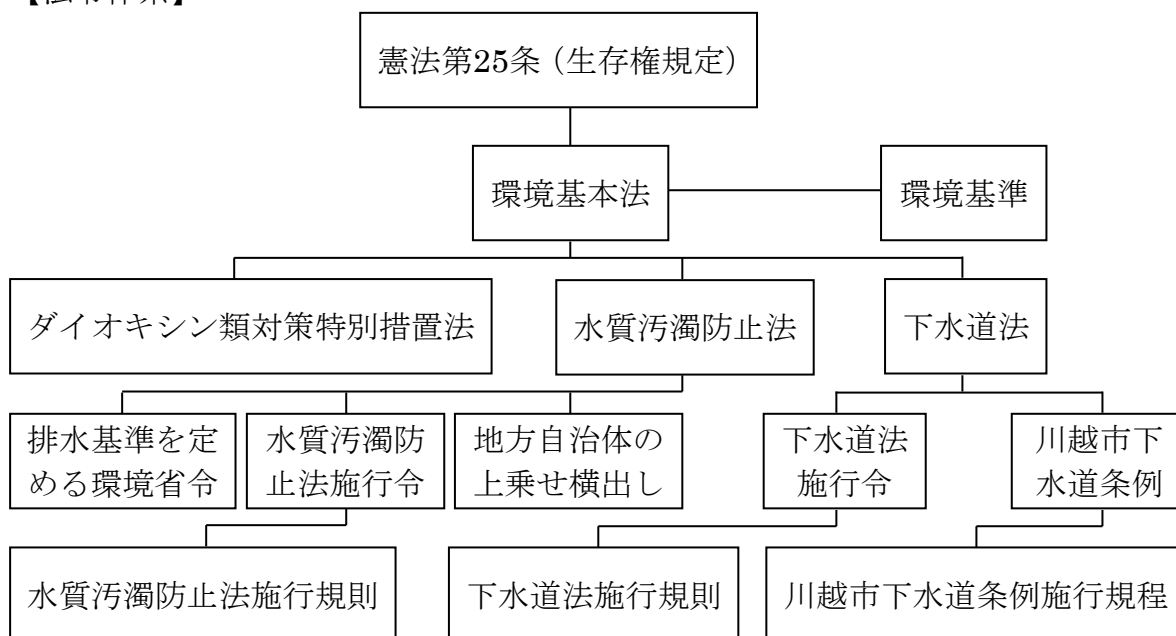
規制を受ける項目		主な影響
処理困難項目	カドミウム及びその化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀・その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、セレン及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物、ほう素及びその化合物	1.処理場での微生物処理を妨げる。 2.汚泥の処理、処分を困難にする。
	シアン化合物	1.青酸ガス発生により下水管内の作業を危険にする。 2.微生物処理を妨げる。
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス 1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン	1.発ガン性の疑いがある物質。 2.微生物処理を妨げる。
	ダイオキシン類	1.発ガン等多様、環境ホルモンとしても疑われている。
	フェノール類、ふっ素及びその化合物	1.微生物処理を妨げる。
処理可能項目	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、窒素含有量、燐含有量、生物化学的酸素要求量（BOD）	1.高濃度の場合に微生物処理を妨げる。
	水素イオン濃度（pH）	1.他の排水と混合し、有毒ガスが発生することがある。 2.下水管の損壊。 3.微生物処理を妨げる。
	浮遊物質（SS）	1.管を詰まらせる。
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量・鉱油類含有量	1.火災を発生させる。 2.微生物処理を妨げる。
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量・動植物油脂類含有量	1.管を詰まらせる。 2.高濃度の場合に微生物処理を妨げる。
施設損傷項目	温度	1.管渠清掃の妨害、悪臭の発生源。 2.管の腐食を早める。
	沃素消費量	1.管内を酸欠にし、硫化水素ガスを発生させ、作業を危険にする。 2.管を腐食させる。

2. 水質規制に関する法令

(1)法体系

平成 5 年に制定された環境基本法は、水質汚濁を含む 7 種類の公害に対する基本的理念を明示しています。環境の質の維持、改善を図り、さらに快適な環境を形成していくことを理念に、企業や国民が環境保全に向け、主体的に取り組むよう訴えています。これに基づいて、公共用水域への排水を規制する水質汚濁防止法と下水道への排水を規制する下水道法が位置付けられています。また、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある物質であることから、ダイオキシン類対策特別措置法が新たに制定されました。

【法令体系】



下水道排水の水質規制は、基本的に下水道法に規定されています。ただし、条例でカバーする分野也多岐にわたっています。それは、終末処理場が持つ処理能力等、各地域の実情に合わせた指導をすべきという観点に立っているからです。

下水道法の水質に関わる条文としては、8 条、12 条、12 条の 2、12 条の 11 等が該当してきます。その理解のポイントは、下水道排水も終末処理場を通じ最終的には河川に放流するという点にあります。終末処理場の排水は水質汚濁防止法の規制がかかります。終末処理場で処理可能な物質については、水質汚濁防止法より緩やかな基準値になっています。

川越市では、下水道法、川越市下水道条例、川越市下水道除害施設規程等に基づき、市内の各事業所排水を指導、監視しています。

(2)解説

①下水道法（法）

【一般的事項】

- ・ 法の目的（法第 1 条）

下水道の整備を図ることにより、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全を目的とすることが明記され、水質保全施設としての下水道の役割が明確にされています。

- ・ 用語の定義（法第 2 条）

下水、下水道、公共下水道、流域下水道、都市下水路、終末処理場、排水区域及び処理区域について定義されています。

- ・ 排水設備の設置等（法第 10 条）

公共下水道の供用が開始された場合において、排水区域内の私人、法人は、遅滞なく排水設備を設置しなければならないとして、下水道への接続が強制的に義務づけられています。

- ・ 損傷負担金（法第 18 条）

公共下水道管理者は、下水道施設を損傷した行為に要する工事費の全部または一部を行為者に負担させることができるよう定め、復旧費の請求権限が明確にされています。

- ・ 使用料（法第 20 条）

公共下水道管理者は、公共下水道の使用により、使用者が多大の便益を受けることから、下水道条例により公共下水道の使用料を徴収できるとして、その場合の基本原則が示されています。

【水質規制関連事項】

- ・ 放流水の水質の基準（法第 8 条）

公共下水道から公共用水域へ排出される放流水の水質を技術上の基準として定め、下水道管理者にこれを遵守することが義務づけられています。

- ・ 使用の開始等の届出（法第 11 条の 2）

政令で定める量または水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者、または特定施設（水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定める施設。

（P.18～P.23 10.特定施設一覧参照）の設置者に対して、公共下水道の使用を開始または変更する場合には事前に届け出るよう義務づけており、公共下水道管理者が処理区域内の特定施設の設置者等を完全に把握できるように規定されています。

- ・ 除害施設の設置等（法第 12 条）

下水道施設の機能を妨げたり、施設を損傷したりするおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対して、公共下水道管理者は下水道条例で除害施設の設置等を義務づけることができると規定されています。

- ・ 特定事業場からの下水の排除の制限（法第 12 条の 2）

特定施設を設置する特定事業場において、政令で定める基準または下水道条例で定める基準に適合しない下水を排出することが禁止されています。

- ・ 特定施設の設置等の届出（法第 12 条の 3）

公共下水道を使用している事業所において特定施設を設置しようとする場合、その 60 日前までに届け出なければならないこと、また、既に設置している施設が特定施設に指定された時や既に特定施設を設置している者で新たに公共下水道を使用することになった時については、事後に届出義務があると規定されています。

- ・ 特定施設の構造等の変更の届出（法第 12 条の 4）

特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法等を変更しようとする場合、その 60 日前までに届出なければならないことが規定されています。

- ・ 計画変更命令（法第 12 条の 5）

公共下水道管理者は、特定施設設置の届出、特定施設の構造等の変更の届出について、内容によっては法第 12 条の 2 の政令で定める基準または下水道条例で定める直罰に関わる基準に適合しない下水が排除されるおそれがある時には、届出の受理後 60 日以内に限り、計画の変更等を命令することができると規定されています。

- ・ 実施の制限（法第 12 条の 6）

特定施設設置の届出、特定施設の構造等の変更の届出を行った者は、届出が受理された後 60 日間は工事に着手できないと定められています。これは、公共下水道管理者が届出の内容審査を行う期間を保障した規定であって、相当の理由がある場合は、その期間の短縮もできます。

- ・ 氏名の変更等の届出（法第 12 条の 7）

特定施設の設置等の届出（法第 12 条の 3）を行った者で氏名や住所を変更した場合等の届出義務が規定されています。

- ・ 承継（法第 12 条の 8）

特定施設を譲り受けたり、借り受けたりした者の届出義務が規定されています。

- ・ 事故時の措置（法第 12 条の 9）

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるシアン等の有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに公共下水道管理者に届け出なければならないことが規定されています。

- ・ 除害施設の設置等（法第 12 条の 11）

公共下水道管理者は、公共下水道からの放流水の水質を法第 8 条の技術上の基準に適合させるために必要な場合は、法第 12 条の 2 の適用を受けない特定事業場及び非特定事業場のうち、継続して基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する者に、下水道条例で除害施設の設置等を義務づけることができると規定されています。

- ・ 水質の測定等（法第 12 条の 12）

特定施設の設置者は、下水の水質を測定し、その結果を 5 年間保存する義務があると規定されています。

- ・ 排水設備等の検査（法第 13 条）

下水道の維持管理の適正化を図るため、排水設備、特定施設、除害施設に対する検査を目的とした公共下水道管理者の立入権限が定められています。

- ・ 報告の徴収（法第 39 条の 2）

公共下水道管理者は、下水道を適正に管理するために必要な限度において、特定施設の設置者及び政令で定める水質の下水を排除する者から、事業所等の状況、除害施

設及び下水の水質等に関し、必要な報告が徴収できると規定されています。

【改善命令・罰則等関連事項】

・ 改善命令等（法第 37 条の 2）

公共下水道管理者は、法第 12 条の 2 の規定による下水排除基準及び下水道条例の排除基準に適合しない下水を公共下水道へ排出するおそれがあると認める時は、特定施設の構造や汚水の処理方法等の改善を命じることができます。

・ 監督処分等（法第 38 条第 1 項）

公共下水道管理者は、法第 12 条及び法第 12 条の 11 により定められた下水道条例の規定による除害施設の設置等に関わる下水排除基準に違反した者に対し、必要な措置を命じることができます。

・ 罰則（法第 45 条）

法第 12 条の 5 の規定による計画変更命令、法第 37 条の 2 の規定による改善命令または法第 38 条第 1 項の監督処分の規定に基づく改善命令に違反した者は、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処すると規定されています。

・ 罰則（法第 46 条）

法第 12 条の 2 の規定による政令または下水道条例で定める排除基準に適合しない下水を排除した者は、6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金、過失の場合は 3 月以下の禁錮または 20 万円以下の罰金に処すると規定されています（直罰）。

・ 罰則（法第 47 条の 2）

法第 12 条の 3、法第 12 条の 4 に規定される特定施設の設置等の届出をしなかった者または虚偽の届出をした者は、3 月以下の懲役または 20 万円以下の罰金に処すると規定されています。

・ 罰則（法第 49 条）

その他、特定施設に関わる届出をしない者またはこれらに関し虚偽の届出をした者あるいは実施の制限に違反した者等には、20 万円以下の罰金に処すると規定されています。

②川越市下水道条例（条例）

【一般的事項】

- ・ 趣旨（条例第 1 条）

市が設置する公共下水道及び都市下水路の管理及び使用については、下水道法その他の法令で定めるもののほか、この条例で定められています。

【水質規制関連事項】

- ・ 特定事業場からの下水の排除の制限（条例第 8 条）

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者に対して、条例で定める基準に適合しない下水を排出することが禁止されています。

- ・ 除害施設の設置（条例第 8 条の 2、条例第 8 条の 3）

条例で定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けることが規定されています。

- ・ 除害施設管理責任者の選任（条例第 9 条）

除害施設の設置者は、管理者が定める除害施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設管理者を選任しなければならないと規定されています。

- ・ 除害施設管理責任者の選任の届出（条例第 10 条）

除害施設の設置者は、除害施設管理責任者を選任したときは、その旨を管理者に届け出なければならないと規定されています。

【罰則等関連事項】

- ・ 罰則（条例第 28 条）

条例第 8 条の 2、条例第 8 条の 3 の規定に違反した者は、5 万円以下の過料に処すると規定されています。

③川越市下水道条例施行規程（施行規程）

【一般的事項】

- ・ 趣旨（施行規程第 1 条）

条例の施行に関し必要な事項が定められています。

【水質規制関連事項】

- ・ 除害施設の設置の適用除外（施行規程第 10 条、施行規程第 11 条）

条例第 8 条の 2、条例第 8 条の 3 の適用除外となる項目及び量について規定されています。

- ・ 除害施設管理責任者の業務（施行規程第 12 条）

除害施設管理責任者の業務について規定されています。

- ・ 除害施設管理責任者の資格（施行規程第 13 条）

除害施設管理責任者の資格について規定されています。

- ・ 除害施設管理責任者の選任届（施行規程第 14 条）

除害施設管理責任者の選任届について規定されています。

④川越市下水道除害施設規程（除害施設規程）

【一般的事項】

- ・ 趣旨（除害施設規程第 1 条）

条例第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 に基づく除害施設の設置に関し必要な事項が定められています。

【水質規制関連事項】

- ・ 設置の届出（除害施設規程第 2 条）

公共下水道を使用している事業所において除害施設を設置しようとする場合、その 60 日前までに届け出なければならないこと、また、既に除害施設を設置している者が新たに公共下水道を使用することになった時については、30 日以内に届出義務があると規定されています。

- ・ 除害施設の変更等の届出（除害施設規程第 3 条）

除害施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法等を変更しようとする場合、その 60 日前までに届出なければならないことが規定されています。

- ・ 氏名の変更等の届出（除害施設規程第 4 条）

除害施設の設置等の届出（除害施設規程第 2 条）を行った者で氏名や住所を変更した場合等の届出義務が規定されています。

- ・ 承継（除害施設規程第 5 条）

除害施設を譲り受けたり、借り受けたりした者の届出義務が規定されています。

- ・ 設計基準（除害施設規程第 6 条）

条例第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 に規定する基準に適合しないノルマルヘキサン抽出物質を排除する者が除害施設として油水分離槽を設置する場合、汚水が鉱油類の場合には 4 連以上、動植物油脂類の場合には 3 連以上の構造を有し、汚水を 2 時間以上滞留できるものを設置するよう努めることが規定されています。

- ・ 維持管理（除害施設規程第 7 条）

除害施設の設置者は、除害施設の点検表を作成し、排水の期間中 1 日 1 回以上点検を行い、除害施設の機能が維持できるよう管理すること、また、下水の水質を測定し、その結果を 5 年間保存する義務があると規定されています。

3. 下水道への排除基準

下水道への排除規制対象物質については、終末処理場で処理できるかどうかによって、処理困難項目、処理可能項目、下水道施設に被害を与える施設損傷項目の大きく3つに分かれています。

処理困難項目については、終末処理場で処理することができませんので、その事業所が公共用水域へ排出する場合に、水質汚濁防止法で許容されている基準と同じ基準値になっています。この排除基準は、全国一律に定められていますが、地域の自然や社会的条件によって、人の健康を保護するため、あるいは生活環境を保全するのに充分でないと認められる場合は、条例で一律基準よりも厳しい基準値を定めたり、また他の物質を規制対象に加えたりすることができるのです。前者は「上乘せ基準」、後者は「横出し基準」といわれるものです。川越市の場合は、上乘せも横出しもありません。

処理可能項目については、条例により定めることとなっていますので、終末処理場が持つ処理能力等に合わせて排除基準を定めています。

ただし、「すそきり」といって、油（ノルマルヘキサン抽出物質含有量）のように、日排除量 30 m³未満は規制の対象にならないものもあります。油は、管渠をつまらせる原因物質となりますが、終末処理場で比較的処理しやすいので、管渠に対する影響を考慮し、日排除量 30 m³未満は適用除外としているわけです。だからといって、日常的に悪質な排水を流していてもよいということにはなりませんので、油脂分離槽等設置基準により分離槽や水銀トラップ等の設置について定められています。（油脂分離槽等設置基準の詳細については、担当へお問い合わせください。）

川越市での下水道への排除基準については、次ページの下水道排除基準の表をご参照ください。

下水道排除基準

項目		排除基準		特定事業場					特定事業場以外				
				排除量 ml/日					排除量 ml/日				
				∞	50	30	10	0	∞	50	30	10	0
処理困難項目	カドミウム及びその化合物	0.03	mg/l	以下									
	シアン化合物	1	mg/l	以下									
	有機燐化合物	1	mg/l	以下									
	鉛及びその化合物	0.1	mg/l	以下									
	六価クロム化合物	0.2	mg/l	以下									
	砒素及びその化合物	0.1	mg/l	以下									
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	mg/l	以下									
	アルキル水銀化合物	検出されないこと											
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/l	以下									
	トリクロロエチレン	0.1	mg/l	以下									
	テトラクロロエチレン	0.1	mg/l	以下									
	ジクロロメタン	0.2	mg/l	以下									
	四塩化炭素	0.02	mg/l	以下									
	1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/l	以下									
	1,1-ジクロロエチレン	1	mg/l	以下									
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/l	以下									
	1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/l	以下									
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/l	以下									
	1,8-ジクロロプロペン	0.02	mg/l	以下									
	チウラム	0.06	mg/l	以下									
	シマジン	0.03	mg/l	以下									
	チオベンカルブ	0.2	mg/l	以下									
	ベンゼン	0.1	mg/l	以下									
	セレン及びその化合物	0.1	mg/l	以下									
	ほう素及びその化合物	10	mg/l	以下									
	ふっ素及びその化合物	8	mg/l	以下									
	1,4-ジオキサン	0.5	mg/l	以下									
	フェノール類	5	mg/l	以下									
	銅及びその化合物	3	mg/l	以下									
	亜鉛及びその化合物	2	mg/l	以下									
	鉄及びその化合物（溶解性）	10	mg/l	以下									
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10	mg/l	以下									
	クロム及びその化合物	2	mg/l	以下									
	ダイオキシン類	10	pg-TEQ/l	以下									
処理可能項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素含有量	380 (125)	mg/l	以下									
	生物化学的酸素要求量	600 (300)	mg/l	以下									
	浮遊物質	600 (300)	mg/l	以下									
	窒素含有量	240 (150)	mg/l	以下									
	燐含有量	32 (20)	mg/l	以下									
	水素イオン濃度	5 以上 9 以下 (5.7 以上 8.7 以下)											
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 鉱油類含有量	5	mg/l	以下									
	動植物油脂類含有量	30	mg/l	以下									
*	温度	45 (40)	℃	以下									
	汚濁消費量	220	mg/l	以下									

*：施設損傷項目

・（ ）内の基準は、製造業又はガス供給業の用に供する施設であって、その施設から排出される汚水の量が
終末処理場で処理される汚水の量の 1/4 以上であると認められる場合などで適用

・暫定基準等はお問い合わせください。

直罰基準
除害施設設置基準

4. 各種届出

(1)特定施設の設置等の届出

特定施設とは、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含んだ汚水を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令に定められたものをいいます（P.18～P.23 10.特定施設一覧参照）。そして、特定施設を有する工場や事業場を特定事業場といい、各種の届出が必要となります。

【特定施設の設置等の届出一覧】

届出を要する場合	届出の種類	届出内容	届出の期限
公共下水道を使用している者が特定施設を新設する場合（法第12条の3第1項）	特定施設設置届出書	①氏名、名称、住所（法人の場合は代表者名） ②工場または事業場の名称及び所在地 ③特定施設の種類	特定施設の設置に関わる工事着手の60日前まで
公共下水道を使用している者で既設の施設が特定施設に追加指定された場合（法第12条の3第2項）	特定施設使用届出書	④特定施設の構造 ⑤特定施設の使用方法 ⑥特定施設から排出される汚水の処理方法 ⑦公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項 ＊（別紙の添付）	特定施設となった日から30日以内
特定施設を設置している者が公共下水道の使用を開始する場合（法第12条の3第3項）			公共下水道の使用開始日から30日以内
上記の届出のうち④～⑦について内容を変更する場合（法第12条の4）	特定施設の構造等変更届出書	①～⑦及び変更内容について、その前後が比較できる書類、図面等 ＊（別紙の添付）	構造等の変更に關わる工事着手の60日前まで
上記の届出のうち①、②について内容を変更する場合（法第12条の7）	氏名変更等届出書	変更内容等	変更した日から30日以内
特定施設の使用を全て廃止した場合（法第12条の7）	特定施設使用廃止届出書	使用廃止の年月日等	廃止した日から30日以内
上記の届出をした者から、その地位を承継した場合（法第12条の8）	承継届出書	承継の年月日等	承継した日から30日以内

(2)除害施設の設置等の届出

特定事業場以外の事業場が排除基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する場合、除害施設を設けることとされており、除害施設の設置等に関して各種の届出が必要となります。

【除害施設の設置等の届出一覧】

届出を要する場合	届出の種類	届出内容	届出の期限
公共下水道を使用している者が除害施設を新設する場合(除害施設規程第2条第1項)	除害施設設置届出書	①氏名、名称、住所(法人の場合は代表者名) ②工場または事業場の名称及び所在地 ③汚水を排出する施設及び	除害施設の設置に関わる工事着手の60日前まで
除害施設を設置している者が公共下水道の使用を開始する場合(除害施設規程第2条第2項)	除害施設使用届出書	除害施設の概要 ④公共下水道に排除される下水の量及び水質 ⑤用水及び排水の系統 * (別紙の添付)	公共下水道の使用開始日から30日以内
上記の届出のうち③～⑤について内容を変更する場合(除害施設規程第3条)	除害施設構造等変更届出書	①～⑤及び変更内容について、その前後が比較できる書類、図面等 * (別紙の添付)	構造等の変更に關わる工事着手の60日前まで
上記の届出のうち①、②について内容を変更する場合(除害施設規程第4条第1項)	氏名等変更届出書	変更内容等	変更した日から30日以内
除害施設の使用を全て廃止した場合(除害施設規程第4条第2項)	除害施設使用廃止届出書	使用廃止の年月日等	廃止した日から30日以内
上記の届出をした者から、その地位を承継した場合(除害施設規程第5条第3項)	承継届出書	承継の年月日等	承継した日から30日以内

*注意事項

届出方法： 三部作成し、窓口を持参

届出先： 上下水道管理センター 下水道施設担当 (Tel049-239-5595)

その他： 書類の作成にあたっては、担当者の指導を受けてください。

5. 水質の測定義務

公共下水道を使用する特定施設の設置者には、水質の測定が義務づけられています。また、除害施設の設置者に対してもお願いしています。水質管理の第一歩は、ご自身の事業所の排水について、十分に把握することから始まります。

(1)水質測定の方法と時間

事業所に対する水質規制は、公共下水道へ排出する生活系を含む全ての排出口が対象です。測定は、全ての排出口の最終枳または公共枀において、1日のうちで最も水質が悪いと思われる時間に採水してください。なお、特定施設の設置者は、測定記録を5年間保存することになっています。

(2)水質測定の項目及び頻度（下水道法施行規則第15条第2号に規定）

- ・ 温度、水素イオン濃度（pH） : 1日に1回以上
- ・ 生物化学的酸素要求量（BOD） : 14日に1回以上
- ・ ダイオキシン類 : 1年に1回以上
- ・ その他の項目または物質 : 7日に1回以上

また、下水道法施行規則第15条第2号ただし書きに基づく水質の測定等に関する要綱により

- ・ 排除量 10 m³/日未満の場合 : 3ヶ月に1回以上
- ・ 排除量 30 m³/日未満の場合 : 2ヶ月に1回以上
- ・ 排除量 50 m³/日未満の場合 : 1ヶ月に1回以上

水質の測定にあたっては、法律で定められた検定方法（下水の水質の検定方法等に関する省令）により、実施してください。自社内で測定が困難な場合には、水質分析機関にお問い合わせください。

(3)水質測定結果の報告

特定施設の設置者は、公共下水道管理者の求めに応じて、事業所または除害施設の排水の水質に関して、必要な報告をしなければなりません。公共下水道管理者は、不定期に立入検査を実施していますが、その際に提示を求めることがあります。

6. 処理施設の維持管理

処理施設（除害施設）は、適切な維持管理が行われなければ効果がありません。下水道施設に被害を与える結果になることもありますから、充分注意が必要です。また、適切な維持管理が行われるように除害施設管理責任者の選任制度があります。

(1)維持管理

処理施設の運転にあたっては、次のようなことに注意してください。

- ・ 除害施設管理責任者を定め、管理体制の明確化
- ・ 運転日誌の作成
 - 処理前、処理後の水質分析結果、処理水量
 - 処理に使用した薬品の量、在庫量
 - 施設の点検状況
 - 汚泥の発生量と処分方法等

(2)除害施設管理責任者制度

事業所から発生する排水を、処理施設等で責任もって排除基準内に処理するために、専門的知識及び技術を有する担当者が必要となります。このような主旨から、事業所排水の適正化を図り責任を明確にするため、処理施設の管理責任者制度を条例で定めています。

①除害施設管理責任者の選任対象事業所

処理施設を設置している事業所

②除害施設管理責任者の業務

- ・ 処理施設の操作及び維持に関すること。
- ・ 処理施設から排除する下水の水質の測定及び記録に関すること。
- ・ 処理施設に破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
- ・ 処理施設から発生する汚泥の処理及び処分に関すること。

③除害施設管理責任者の資格

除害施設管理責任者に選任できる者は、十分な知識と技能が求められます。次のいずれかの資格を有することが必要となります。

- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）第 7 条に規定する公害防止管理者（水質第 1 種から第 4 種までの有資格者に限る。）の資格を有すること。
- ・ 埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）第 114 条第 2 項に規定する水質関係公害防止主任者の資格を有すること。
- ・ 管理者が行う講習の課程を修了したこと。

④除害施設管理責任者特認制度

除害施設管理責任者制度がありますが、どうしても管理責任者の資格を有する者がいないという場合は、管理責任者が決まるまでの間の暫定措置として、特別に認める制度があります。これを「特認制度」といいます。特認を受けるためには、処理施設の設置者の申請が必要となります。これにより、公共下水道管理者が除害施設管理責

任者とみなします。

⑤除害施設管理責任者の届出

除害施設管理責任者の選任には、届出が必要となります。

【除害施設管理責任者に関する届出一覧】

届出を要する場合	届出の種類	届出内容	届出の期限
除害施設を設置した事業所で除害施設管理責任者の資格を有する者がいる場合	除害施設管理責任者選任届出書	①氏名、名称、住所（法人の場合は代表者名） ②除害施設設置場所 ③除害施設管理責任者の氏名、部課等 ④資格の種類及び取得年月日、資格を証明するものの写し	除害施設を設置した日から 14 日以内に選任し、選任後は速やかに提出。また、選任者が変更になった場合や特認を受けていた者が資格を取得した場合も速やかに提出。
除害施設を設置した事業所で除害施設管理責任者の資格を有する者がいない場合	除害施設管理責任者特認申請書	①氏名、名称、住所（法人の場合は代表者名） ②除害施設設置場所 ③除害施設管理責任者にしようとする者の氏名、履歴、部課等	資格を有する者がいないため選任できない場合が生じたとき速やかに提出。

7. 立入検査

公共下水道管理者は、公共下水道の施設や機能を守るために必要な限り事業所に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件を検査できることになっています。立入検査の結果、排除基準に違反または違反するおそれがあると認められるときは、水質及び施設の改善、あるいは下水の排除停止を命ずることがあります。

8. その他届出

(1)公共下水道使用開始届

特定事業場を含め、汚水を公共下水道へ排除しようとする方は、汚水の量、水質、使用開始の時期及び除害施設を要する場合には、その概要をあらかじめ届出なければなりません。届出が必要な場合と内容は次のとおりです。

届出を要する場合	届出の内容
・ 日最大汚水量が 50 m³以上 ・ 公共下水道へ排出する汚水の水質が排除基準に 1 項目でも適合しない者	・ 汚水の量 ・ 汚水の水質 ・ 使用開始の時期 ・ 除害施設を要する場合は、その概要
・ 特定施設に該当するとき	・ 使用開始の時期

(2)水質汚濁防止法に基づく届出

特定施設の設置等の届出をした事業所のうち、有害物質取扱事業所や汚水と雨水が分かれている（分流式）地域の事業所は、水質汚濁防止法に基づく規制や義務も課せられます。そのため、川越市役所環境対策課（Tel224-8811 代）へも届出が必要となります。

9. 公害防止資金の融資と税制上の優遇

(1)公害防止資金融資制度

除害施設等の公害防止施設の設置や事業所の移転等を予定している場合には融資制度を利用することができます。融資を受ける資格や利率については、川越市のほか、埼玉県や国において異なりますので、詳しくは、川越商工会議所（Tel229-1850）や川越市役所産業振興課（Tel224-8811 代）等にお問い合わせください。

(2)税制上の優遇措置

除害施設等を設置された方には、国税の特別償却制度の適用のほか、地方税における固定資産税について、除害施設等に対する特例やその土地に対する優遇措置があります。詳しくは、川越税務署（Tel235-9411）または川越市役所資産税課（Tel224-8811 代）にお問い合わせください。

10. 特定施設一覧

(1) 水質汚濁防止法施行令別表第 1

番号	名称	番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設		げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲	18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
		19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設

番号	名称	番号	名称
20	ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	29	コールドタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設	30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は 4 塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設		
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設		
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設		
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設		

番号	名称	番号	名称
32	施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設		ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブデンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設	38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設	41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
		42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
		43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
		44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設

番号	名称	番号	名称
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設		に供する施設であって、次に掲げるもの
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		イ 水洗式破碎施設
	イ 水洗施設		ロ 水洗式分別施設
	ロ ろ過施設		ハ 酸処理施設
	ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設		ニ 脱水施設
	ニ 廃ガス洗浄施設	59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		イ 水洗式破碎施設
	イ 動物原料処理施設		ロ 水洗式分別施設
	ロ ろ過施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
	ハ 分離施設	61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物資を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）		イ タール及びガス液分離施設
	ホ 廃ガス洗浄施設		ロ ガス冷却洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設		ハ 圧延施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設		ニ 焼入れ施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設		ホ 湿式集じん施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 脱塩施設		イ 還元そう
	ロ 原油常圧蒸留施設		ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）
	ハ 脱硫施設		ハ 焼入れ施設
	ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設		ニ 水銀精製施設
	ホ 潤滑油洗浄施設		ホ 廃ガス洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設		ヘ 湿式集じん施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		イ 焼入れ施設
	イ 洗浄施設		ロ 電解式洗浄施設
	ロ 石灰づけ施設		ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
	ハ タンニンづけ施設		ニ 水銀精製施設
	ニ クロム浴施設		ホ 廃ガス洗浄施設
	ホ 染色施設	63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
	イ 研磨洗浄施設	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ロ 廃ガス洗浄施設		イ タール及びガス液分離施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
	イ 抄造施設	64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 10,000 m ³ 未満の事業場に係るものを除く。）
	ロ 成型機		イ 沈でん施設
	ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）		ロ ろ過施設
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	66	電気めつき施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサン
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用		合施設（前各号に該当するものを除く。）

番号	名称	番号	名称
66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設	70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
		70 の 2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 ㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 ㎡未満の事業場に係るものを除く。）	71	自動式車両洗浄施設
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 ㎡未満の事業場に係るものを除く。）	71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 ㎡未満の事業場に係るものを除く。）	71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 ㎡未満の事業場に係るものを除く。）	71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 ㎡未満の事業場に係るものを除く。）	71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	72	し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設	73	下水道終末処理施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場		66 の 3（ハの入浴施設のうち温泉を利用するものを除く）は、下水道法の特定施設の届出対象外
69 の 3	地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 ㎡未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場		

(2)ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2

番号	名称	番号	名称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第308号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設		
11	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジインドロ〔3, 2-b : 3', 2'-m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）